



大津市報道資料
市政記者各位

2026年1月14日

お問い合わせ先

担当者	自治協働課 生活安全係			岸田 幸子 中村 友哉
連絡先	077-528-2816			内線 2925
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性
	3	9	21	2

歩きスマホ禁止ウィークの実施について

本市では令和4年4月に大津市交通安全条例を施行し、交通事故のない安全で安心な社会を目指して取り組んでいます。

今般、歩きスマホに起因する事故等を未然に防止することを目的として、令和8年1月21日（水）～27日（火）の期間を「歩きスマホ禁止ウィーク」と題し、歩きスマホ禁止啓発ポスターを大津市内各所に掲出します。また、当該期間中、下記のとおり街頭啓発活動を行います。

記

1 日時・場所（1時間程度）

- ①1月21日（水）15時30分～ 京阪石山駅改札前
- ②1月27日（火）16時00分～ JR堅田駅ロータリー付近

2 主催

大津市

3 参加予定者（実施場所によって参加予定者がかわります）※敬称略

- ・JR西日本旅客鉄道株式会社
- ・京阪電気鉄道株式会社
- ・大津警察署
- ・大津北警察署
- ・大津交通安全協会
- ・大津北交通安全協会
- ・au ショップ瀬田店
- ・堅田高等学校生徒会
- ・大津市（自治協働課職員）
- ほか

※おおつ光ルくんとけいたくんも参加します（けいたくんは1/21のみ）。

4 実施内容

歩きスマホの危険性について、チラシと啓発品の配布による街頭啓発

5 参考：大津市交通安全条例について

大津市交通安全条例第5条第2項（道路を通行する者の責務）

道路を通行する歩行者は、スマートフォン等の情報機器の画面に表示された画像を注視するなどの周囲への注意が散漫となる行為を行いながら歩行することによって道路交通に危険を生じさせないようしなければならない。

